

公募型指名競争入札の執行について

統一地方選挙における市立校園で開催される個人演説会会場設備設営及び撤収業務委託（概算契約）にかかる公募型指名競争入札を次のとおり執行するので、公告する。

令和8年8月26日

大阪市行政委員会事務局長 武富 康彦

本業務は、令和9年4月執行予定の統一地方選挙にかかる個人演説会会場設備設営及び撤収業務を委託するものである。

1. 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課

電話（06）6208-8515

2. 入札に付する事項

(1) 業務名称

統一地方選挙における市立校園で開催される個人演説会会場設備設営及び撤収業務委託（概算契約）

(2) 委託期間

契約日から選挙期日後15日まで

(3) 業務内容

ア. 実施本部設置

各区選挙管理委員会より連絡する個人演説会の開催日時・場所を受付ける連絡事務所（以下、実施本部という。）を設置すること。（実施本部は休日等を問わず連絡がとれること。）

イ. 個人演説会の会場設営

個人演説会が開催される施設（主に小・中学校）において、施設管理者（教頭等）の指示に基づいて、演説会場（主に講堂）及び弁士控室（舞台袖や講堂近くの教室等）を演説会開始時刻までに設営すること。

ウ. 個人演説会の会場撤収

個人演説会終了後、イで設営した設備を元の収納されていた場所に戻すとともに会場の清掃を行うこと。

3. 業務実施予定回数

47回（前回の統一地方選挙の実績を考慮したものであり、回数については増減することがある。）

4. 発注方法

単体企業に発注する。

5. 入札参加資格

次に掲げる要件の全てに該当し、本市の入札参加資格審査時においてその資格を認めた者は、入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿の承認種目「04映画等制作・広告・催事、印刷－03催事－03会場設営」又は「13その他代行－07人材派遣－01人材派遣」で登録されている者のうち、次の条件を満たす者
 - ア. 本契約の履行のため、休日等を問わず実施本部を設置できる者
 - イ. 個人演説会は夜間に行われることが多いが、昼間の開催もあるため作業員の派遣は昼夜ともに可能な者
 - ウ. 作業員を要請した必要人数を必ず派遣可能な者
 - エ. 業務の日時・場所・派遣人員の決定は最短で実施日2日前になるが、対応可能な者
- (5) 過去に本業務を受注したことのある者又は類似する業務を実施し、本業務を履行できると認められる者

6. 入札参加申出書等の交付

ホームページによる。

7. 入札参加申請

(1) 申出書類

入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、行政委員会事務局の入札参加資格審査を受けなければならない。

- ・公募型指名競争入札参加申出書
- ・誓約書
- ・調査票（類似業務についての契約書・仕様書等を含む）
- ・業務実施計画書

(2) 受付期間

公表の日から令和8年9月15日（火）までの本市の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時30分まで（ただし午後0時15分から午後1時までを除く）

(3) 受付場所

1に同じ

(4) 申出書類は、入札参加申出期限までに受付場所に持参又は郵送等にて提出すること。

※郵送の場合は令和8年9月15日（火）必着

(5) 申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。

8. 質問票の提出及び回答

(1) 受付期間

令和8年9月8日（火）の午後0時（正午）まで

(2) 仕様書等についての質問票の提出方法

ホームページ上に掲載している別紙の質問票を使用の上、電子メール（必ず開封済みを要求すること）にて【vg0008@city.osaka.lg.jp】まで送信すること。

(3) 回答方法及び質問票への回答日

令和8年9月10日（木）までに大阪市ホームページの「業務委託入札案件」に掲載する。

ただし、質問がない場合は掲載しない。

9. 入札参加申出書の取扱いについて

受付後の入札参加申出書の撤回は認めない。

10. 入札参加者の指名等

(1) 指名通知書は、次のとおり交付する。

ア. 令和8年9月25日（金）

（指名通知の電話連絡をしますので、この連絡以降入札日の前日までに受領すること。）

イ. 交付場所

1に同じ

(2) 指名されなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書を(1)と同様に交付する。

なお、希望があれば郵送により交付する。

11. 入札に参加することができない者

(1) 入札参加申請期限までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(2) 入札参加申請期限から入札執行日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けた者

(3) 入札参加申請期限から入札執行日時までの間において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号または第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

13. 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則第28条第1項の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (2) 申出書類に虚偽の記載をした者の入札は、無効とする。

14. 入札執行日及び場所

- (1) 入札執行日時 令和8年10月1日（木） 午後2時00分
- (2) 入札執行場所 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所地下1階 北東側）
大阪市行政委員会事務局委員室

15. 入札の方法及び落札者の決定方法

- (1) 入札金額は「業務実施予定回数」に記載の回数の業務を行うことを見込んだ概算契約とするため、その総額を入札すること。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、落札者及び落札金額を入札会場で公表する。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
- (4) 落札者がいない場合は再入札とする。

16. 仕様に関する照会先

1に同じ

17. その他

- (1) 落札者決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。